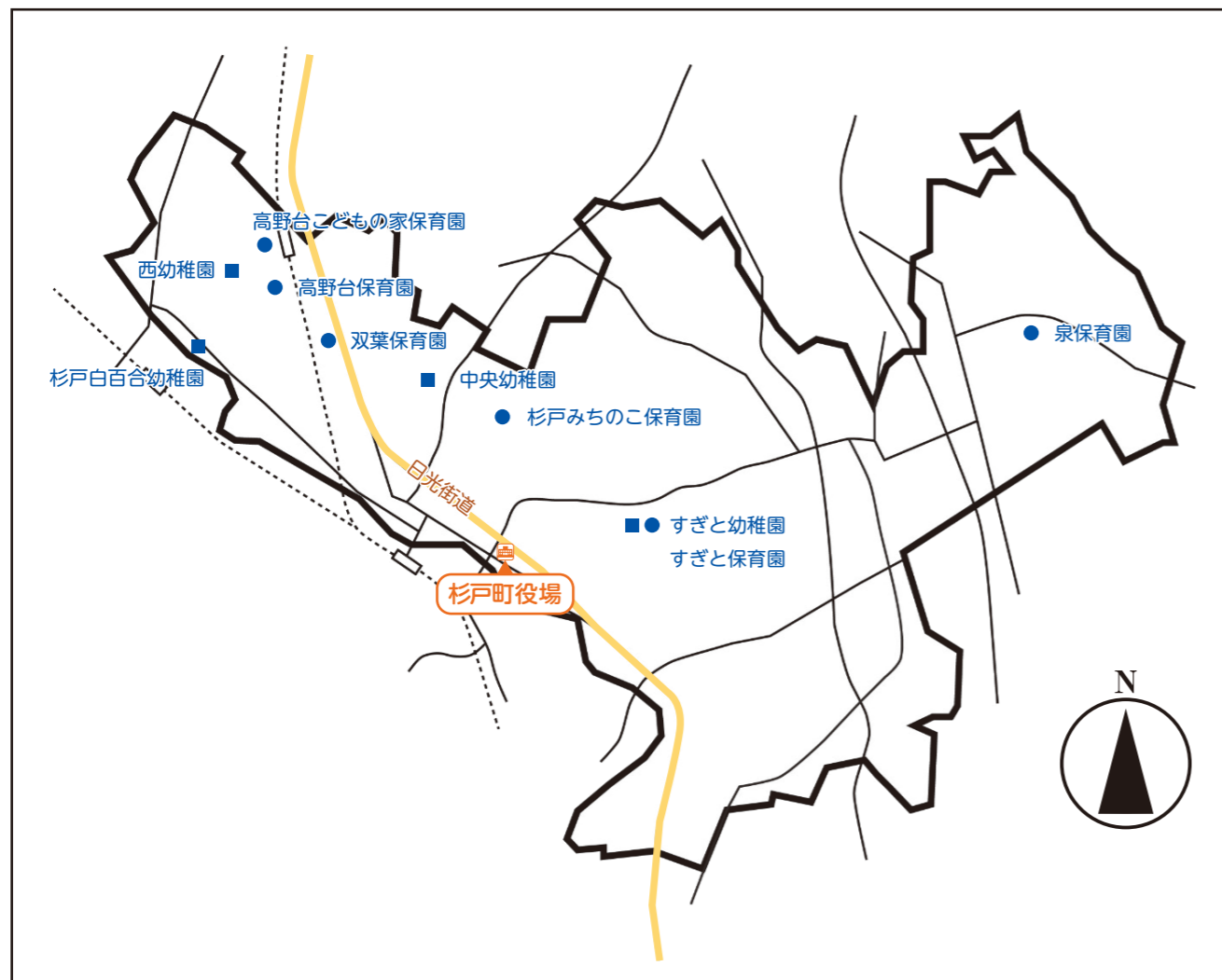


杉戸町の教育・保育施設マップ



	名称	町立/私立	所在地	電話番号
幼稚園	すぎと幼稚園	町立	杉戸町清地 1768番地3	0480-53-8266
	中央幼稚園	町立	杉戸町杉戸2199	0480-34-2961
	西幼稚園	町立	杉戸町高野台南1-13-1	0480-33-3223
	杉戸白百合幼稚園	私立	杉戸町下高野572-5	0480-32-3641
保育園	泉保育園	町立	杉戸町宮前75-1	0480-38-0621
	高野台保育園	町立	杉戸町高野台南2-8	0480-31-2501
	すぎと保育園	町立	杉戸町清地 1768番地3	0480-53-8479
	高野台こどもの家保育園	私立	杉戸町高野台西1-3-2	0480-31-0018
	双葉保育園	私立	杉戸町下高野2753	0480-33-9386
	杉戸みちのこ保育園	私立	杉戸町杉戸2677	0480-38-6940

第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年3月

発行 杉戸町

編集 杉戸町 子育て支援課

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2-9-29

TEL: 0480-33-1111 (代表) FAX: 0480-33-4561

第2期 杉戸町

子ども・子育て支援事業計画

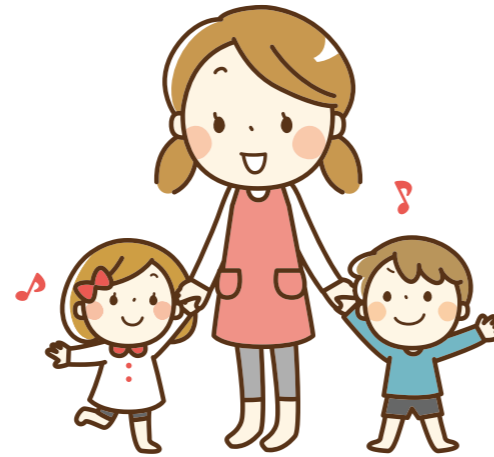
概要版

～笑顔が輝き しあわせ実感 みんなで子育てすぎと～



計画の趣旨

- 本計画のもと、教育・保育や子育て支援に関する事業の質と量の充実を図るとともに、家庭・学校・地域・職場などの社会のあらゆる場において、すべての人が子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協力しながら子どもと子育て家庭にやさしい街づくりを推進します。
- 子育て支援に関する様々な事業は民間の参入が進んでいる分野でもあることから、子育て家庭の多様なニーズに応える本計画の事業を着実に実現していくために、民間活力の導入についても積極的に取り組んでいきたいと考えます。



計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策」の内容も本計画に含まれます。

計画期間

- 計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
					第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画				



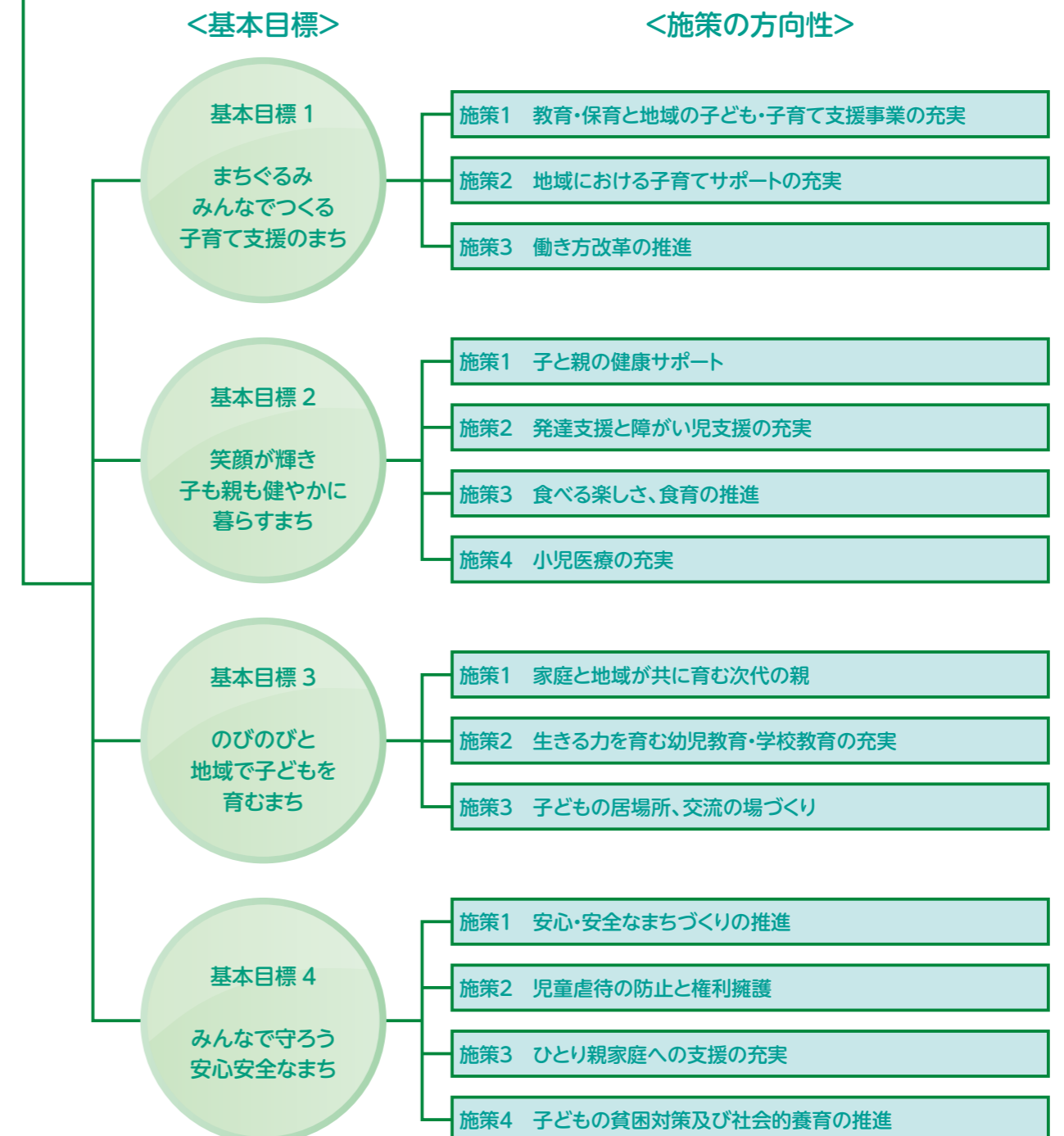
施策の体系

本町における子ども・子育て支援の基本理念実現を目指して4つの基本目標を掲げ、各目標に関する子ども・子育て支援施策を展開します。

～ 子ども・子育て支援施策の体系 ～

—基本理念—

笑顔が輝き しあわせ実感 みんなで子育て すざと



計画における2つの主要事業

●子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所等の「①教育・保育事業」と、地域の実情に応じて実施する「②地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容や実施時期について定めます。

教育・保育事業

子どものための教育・保育給付

施設型給付費

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

地域型保育給付費

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育（主に0～2歳）



子育てのための施設等利用給付

施設等利用費

- ・幼稚園（未移行）
- ・特別支援学校
- ・預かり保育事業
- ・認可外保育施設等



地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・一時預かり事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・延長保育事業（時間外保育事業）
- ・病児保育事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



幼児教育・保育の無償化

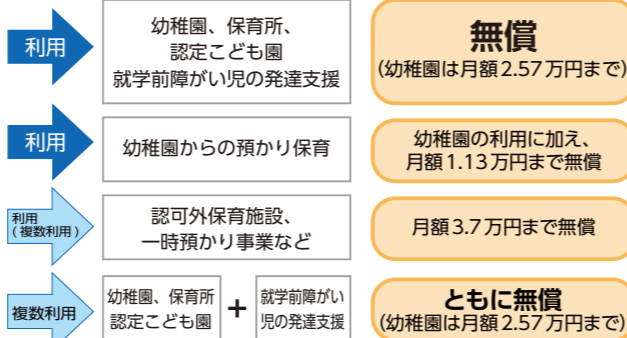
消費税率の引上げによる財源を活用した、若者も高齢者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換の一環として、主に3歳以上の子供を対象とした幼児教育・保育の無償化が、令和元年10月1日から始まりました。

少子化対策にもつながるよう、子育て世代の経済的負担軽減を図るとともに、子どもたちの生涯に渡る人格形成の基礎を培う上で重要な幼児教育を推進します。

3歳～5歳

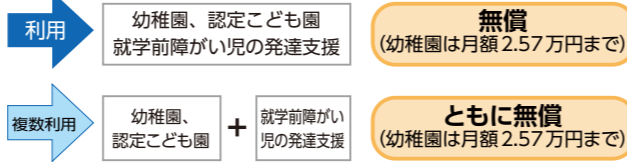
保育の必要性の認定事由に該当する子ども

- ・共働き家庭
- ・ひとり親家庭等



3歳～5歳

上記以外
・専業主婦（夫）等



主要事業1 教育・保育事業

① 1号認定【3～5歳】

満3歳以上かつ就学前で、教育を受ける子どもの認定区分

●1号認定については、町内の幼稚園により必要な定員は確保できる見込みです。

(単位：人)

各年度4月1日現在	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	898人	908人	858人	840人	777人	760人
認定者数(A)	550人*	567人	523人	499人	450人	429人
利用定員(B)	985人	985人	985人	985人	985人	985人
差(B-A)	435人	418人	462人	486人	535人	556人

*5月1日現在

② 2号認定【3～5歳】

満3歳以上かつ就学前で、保護者の就労等により保育を必要とする子どもの認定区分

●2号認定については、計画期間当初から認定者数と定員とが均衡し、必要な事業量が確保できる見込みです。

(単位：人)

各年度4月1日現在	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	898人	908人	858人	840人	777人	760人
認定者数(A)	309人	304人	300人	307人	295人	300人
利用定員(B)	307人	316人	316人	316人	376人	376人
差(B-A)	▲2人	12人	16人	9人	81人	76人

③ 3号認定【0～2歳】

0歳から2歳の小学校就学前の子どもで、保育を必要とする子どもの認定区分

●待機児童の解消と保護者の多様なニーズに応えるため、第2期における新たな保育の提供体制として、令和4年度に小規模保育事業所、令和5年度に認可保育所の整備を見込んでいます。
●計画期間中、定員に不足が生じることのないよう、必要な定員の確保に努めます。

(単位：人)

各年度4月1日現在	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	児童数	220人	210人	202人	194人	184人
	認定者数(A)	33人	46人	48人	51人	54人
	保育利用率	15.0%	20.9%	22.9%	25.2%	29.3%
	利用定員(B)	42人	44人	44人	50人	56人
	差(B-A)	9人	▲2人	▲4人	▲1人	3人

1・2歳	児童数	543人	483人	477人	466人	447人
	認定者数(A)	213人	202人	204人	203人	199人
	保育利用率	39.2%	41.8%	42.8%	43.6%	44.5%
	利用定員(B)	148人	157人	157人	177人	207人
	差(B-A)	▲65	▲45人	▲47人	▲26人	8人

主要事業2 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

杉戸子育て支援センター、保健センター内の子育て世代包括支援センターにおいて、子育て家庭に対し、子育てに関する相談や情報提供等の利用者支援を図ります。

■現状と今後の見込み

	令和元年度 (現状)	→	令和6年度 (目標年度)
実施か所数	2か所	→	2か所

② 地域子育て支援拠点事業

杉戸子育て支援センター(中央地区)、泉子育て支援センター(泉地区)、地域子育て支援センター「ポラーノ広場」(西地区)を運営し、子育て家庭が立ち寄ることができる場所を提供します。

■現状と今後の見込み

	令和元年度 (現状)	→	令和6年度 (目標年度)
実施か所数	3か所	→	3か所

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に助成券を配布し、埼玉県、埼玉県医師会等との連携のもと、妊婦に健康診査の機会を提供します。



■現状と今後の見込み

	令和元年度 (現状)	→	令和6年度 (目標年度)
延べ受診人数	2,450人	→	2,250人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■現状と今後の見込み

	令和元年度 (現状)	→	令和6年度 (目標年度)
訪問数	196人	→	184人

⑤ 養育支援訪問事業

子どもの養育のための支援が必要な家庭に、保健師等が訪問し、養育に関する相談や助言等を行います。



■現状と今後の見込み

	令和元年度 (現状)	→	令和6年度 (目標年度)
訪問延べ人数	24人	→	10人

⑥ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を行い、児童の安全確保のための支援を図ります。

⑦ 子育て短期支援事業【ショートステイ事業】

児童福祉施設において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間(原則7日以内)預かる事業です。

町における提供施設はないため現在実施しておりませんが、当面はニーズの動向を見守りつつ、関係機関との連携により対応していきます。



⑧ 子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業(就学児対象)】

子育て中の保護者を会員とし、依頼会員(依頼したい人)、提供会員(提供できる人)の登録を行い、相互援助活動を行うための連絡・調整を図る事業を運営します。

■現状と今後の見込み

	令和元年度 (現状)	→	令和6年度 (目標年度)
延べ利用者数	2,740人	→	2,000人

⑨ 一時預かり事業

①幼稚園の在園児に対して、教育時間の前後や長期休業期間中等に、保育(教育活動)を行います。

②家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児に対して、保育園で預かりを行います。

■現状と今後の見込み

	令和元年度 (現状)	→	令和6年度 (目標年度)
①幼稚園在園児の一時預かり	1か所	→	4か所
②保育園での一時預かり	5か所	→	5か所

⑩ 放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生(小学1～6年生)を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供します。



■現状と今後の見込み

	令和元年度 (現状)	→	令和6年度 (目標年度)
クラブ数	7クラブ	→	9クラブ

⑪ 延長保育事業【時間外保育事業】

子育て家庭の保育ニーズへの対応を図るため、7時から19時の範囲で保育時間を拡大し、11時間の開所時間を超える延長保育を実施します。

■現状と今後の見込み

	令和元年度 (現状)	→	令和6年度 (目標年度)
実施施設数	6か所	→	6か所

⑫ 病児を保育する事業【病児保育事業】

病児保育室「とんことり」において、病気や体調不良の子どもの一時的な保育を行います。



■現状と今後の見込み

	令和元年度 (現状)	→	令和6年度 (目標年度)
実施施設数	1か所	→	1か所

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼児教育・保育の無償化に伴い、低所得者世帯及び第3子以降の子どもを対象に、給食を実施している幼稚園の副食費の実費徴収分に係る補足給付事業を実施します。

日用品、文房具その他必要な物品購入等に関する事業の実施については、今後検討していきます。

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究などを行う事業です。

第2期の事業実施は見込んでいませんが、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。